

○東松山市老朽空き家除却補助金交付要綱

平成29年3月28日

決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、周辺の防災、衛生、景観等に悪影響を及ぼす可能性のある市内の老朽空き家の除却を推進し、地域住民の生活環境を保護することを目的とし、老朽空き家を除却する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、東松山市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和48年東松山市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽空き家 一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるものでその用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）のうち、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅であって、現に居住し、又は使用していないものをいう。

(2) 市内業者 市内に住所を有する個人事業者又は市内に本店（主たる営業所を含む。）又は支店若しくは営業所を有する法人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、老朽空き家に係る所有権を有し、当該老朽空き家の除却ができる個人であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 市税の滞納がある者

(2) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある者

(補助対象老朽空き家)

第4条 補助金の交付の対象となる老朽空き家（以下「補助対象老朽空き家」

という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 1年以上居住し、又は使用していないもの
 - (2) 公共事業の補償の対象となっていないもの
 - (3) 老朽空き家の所有者が複数いる場合、当該老朽空き家を除却するに当たり所有者全員の同意（所有権以外の権利者の同意を含む。）を得ているもの
 - (4) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127条）第22条第2項の規定による勧告を受けていないもの
 - (5) 東松山市空家等対策計画の対象地域内にあるもの
 - (6) 倒壊等により隣接地及び周辺の道路、住宅等に危険を及ぼすおそれがあるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請をしようとする者が、紛争等が生じた場合の誓約書（様式第1号）を提出する場合は、同項第3号に該当することを要しないことができる。

（補助対象工事）

第5条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第3条に規定する補助対象者が発注する補助対象老朽空き家の除却に係る工事であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者（建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第3条第2項の規定により許可を受けたとみなされる者を含む。）又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録を受けた者が行う工事であること。
- (3) 第8条に規定する交付決定通知書を受けた日以後に着手する工事であること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要した費用に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とし、20万円を限度とする。ただし、市内業者と契約し行う補助対象工事の場合25万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、東松山市老朽空き家除却補助金交付申請書(様式第2号)とする。

2 前項に規定する申請書は、当該年度の4月1日から年度ごとに市長が定める申請受付終了日までの間に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象老朽空き家の案内図
- (2) 登記事項証明書、固定資産評価証明書その他の補助対象老朽空き家の所在地及び所有者を証明するもの
- (3) 補助対象工事に要する費用の見積書の写し
- (4) 所有者(相続人の場合は、当該相続人)の市税納税証明書
- (5) 現況写真
- (6) 補助対象工事を行う建設業者の建設業許可書又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第2項の規定による通知書の写し
- (7) 1年以上居住及び使用していないことがわかるもの
- (8) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第8条 市長は、前条第1項に規定する補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは東松山市老朽空き家除却補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないことを決定したときは東松山市老朽空き家除却補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(変更承認申請書等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、東松山市老朽空き家除却補助金変更承認申請書（様式第5号）に、第7条第2項各号に掲げる書類のうち必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定し、承認を決定したときは、東松山市老朽空き家除却補助金変更承認通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 補助事業者は、当該申請に係る事業を取りやめるときは、東松山市老朽空き家除却補助金中止届（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第12条の報告書の様式は、東松山市老朽空き家除却補助金実績報告書（様式第8号）のとおりとする。

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告書を当該申請に係る事業完了後1月又は申請年度ごとに市長が定める報告期限のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 補助対象工事に要した費用の領収書の写し
- (3) 工事完了写真
- (4) 廃棄物の処分に関する証明書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（補助金額確定通知書の様式）

第11条 規則第13条の規定による補助金の額の確定通知の様式は、東松山市老朽空き家除却補助金交付額確定通知書（様式第9号）のとおりとする。

（補助金の交付）

第12条 補助事業者は、前条に規定する通知を受けたときは、東松山市老朽

空き家除却補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（書類の整備等）

第13条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入、支出等についての帳簿及び証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。